

農業収入を

様々なリスクから**収入保険**が守ります！

補てん金を受け取った方の声をご紹介します！



自然災害による果樹の収入減で補てん

大和市 神谷 貴博さん（40）
なし50a、うめ30a、いちじく5a、ブルーベリー5a

令和元年5月の降雹、7月の低温、9月の台風などにより、栽培している果樹全般に被害を受け、収量が減少しました。これまでの果樹共済（なし）では対象となっていなかった樹種の減収も補てんされ、良い制度だと思いました。

加入や補てん金請求の手続きも、担当者のサポートもあり、決算書の準備くらいで、ほとんど手間がかからずに済みました。



規模拡大特例により補償

足柄上郡開成町 宮上 透さん（32）
オクラ15a、サトイモ90a、スイートコーン55a

令和元年9月・10月の台風で年内から年明けにかけて収穫予定の作物が打撃を受けました。前年度と同程度の売上は確保できましたが、規模を拡大する上で必要経費はかさむため、運転資金の不足は明らかでした。

規模拡大特例が適用されていたおかげで補てん金が出て、春先に必要な肥料や農薬、マルチなどの資材の購入費にあてて今年も無事に作付することができ、大変助かりました。



収入保険は、自然災害や価格低下だけでなく
農業者の経営努力では避けられない収入減少が
補償の対象です！



自然災害等で減収



市場価格が下落



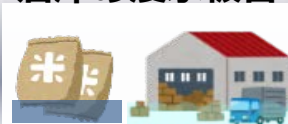
災害で作付不能



けがや病気で収穫不能



倉庫の浸水被害



取引先の倒産



盗難や運搬中の事故



為替変動で大損



加入できる方

青色申告を行っている農業者（個人・法人）です。

- ※ 保険期間開始前に加入申請を行います。
- ※ 加入申請時に、青色申告実績（簡易な方式を含む）が1年分あれば加入できます。
- ※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入します。
- ◎ **令和3年1月からは、当分の間の特例として、野菜価格安定制度の利用者が初めて収入保険に加入する場合、収入保険と野菜価格安定制度を同時利用(1年間)することができます。**
 - ※ 同時利用される方は、収入保険の保険料等と野菜価格安定制度の生産者の負担金の両方を支払います。
 - ※ また、収入保険の保険期間中に、野菜価格安定制度の補給金を受け取った場合、収入保険の補填金の計算上、その金額を控除します。

保険期間

税の収入算定期間と同じです。

個人：1月～12月 法人：事業年度の1年間

補償内容

保険期間の収入（農産物の販売収入）が、基準収入の9割を下回ったときに、下回った額の9割を上限に補てんします。

- ※ 基準収入は、過去5年間の平均収入（5中5）を基本に、保険期間の営農計画も考慮して設定（規模拡大など上方補正）
- ※ 毎年の農産物（自ら生産したもの）の販売収入は、青色申告決算書等を用いて整理します。
- ※ 農産物の販売収入には、精米、仕上茶などの簡易な加工品の販売収入も含まれます。
- ※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外です。

収入保険の補てん方式

保険方式（掛捨て）と積立方式（掛捨てではない）の組み合わせができます。

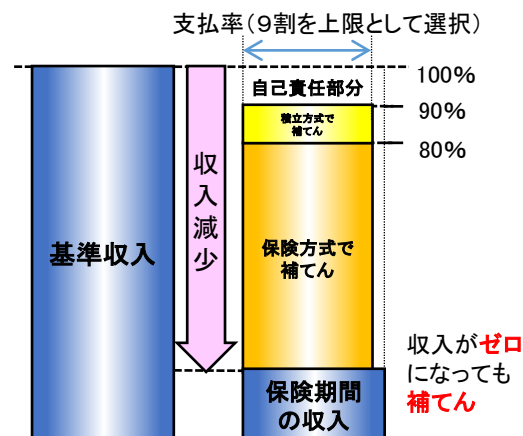
基本のタイプでは、

例えば、**基準収入1,000万円**の場合、
保険方式の**保険料7.8万円**、
積立方式の**積立金22.5万円**、
付加保険料2.2万円で、
最大810万円の補てんが受けられます。

保険期間の**収入がゼロ**になったときは、
810万円（積立金90万円、保険金720万円）
の補てんが受けられます。

- ※ 保険料には50%、積立金には75%、
付加保険料には50%の国庫補助があります。
積立金は補てんに使われなければ、翌年に
持ち越します。
- ※ 保険料、積立金は分割払ができます。（最大9回）や
制度資金の活用ができます。

基本のタイプ



(注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合

保険料の安いタイプもあります！

保険方式の補償の下限を選択することで、保険料を安くすることができます。

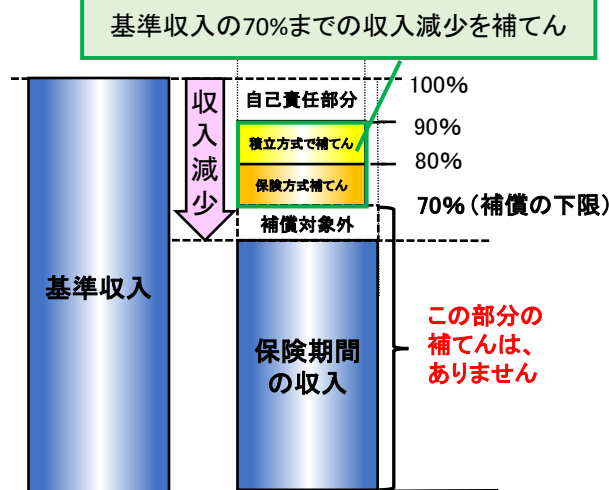
※ **補償の下限は、基準収入の70%、60%、50%から選択**できます。

基準収入の70%を補償の下限とすると、

例えば、**基準収入が1,000万円**の場合、
保険料4.4万円（基本のタイプより約4割安い）、
積立金22.5万円、
付加保険料1.9万円で、
保険期間の収入が**700万円**になったときは、**180万円（積立金90万円、保険金90万円）**の補てんが受けられます。

ただし、**700万円を下回った分の補てんはありません。**

基準収入の70%を補償の下限とした場合の補てん方式



(注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合

無利子のつなぎ融資が受けられます

収入保険の補てん金の支払は、保険期間の終了後になりますが、**保険期間中**であっても、自然災害や価格低下等により、**補てん金の受け取りが見込まれる場合**、NOSAI全国連から、**無利子のつなぎ融資**を受けることができます。

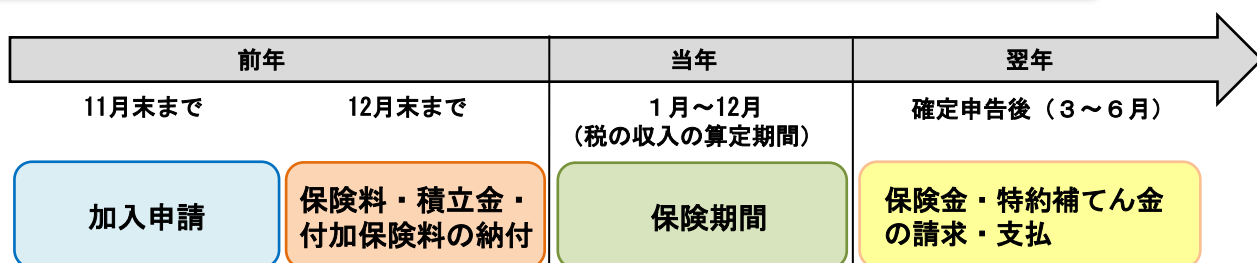
例えば、基準収入が**1,000万円**の方の場合、保険期間中に農産物の販売収入が**500万円**まで減少すると見込まれるときは、**280万円**程度を限度として、つなぎ融資が受けられます。

つなぎ融資を受けた金額は、補てん金と相殺して返還することになります。

※ 保険方式の補償限度80%、積立方式10%、支払率90%の場合の計算です。

上記の場合、補てん金の受け取り見込額は400万円×0.9(支払率)=360万円で、その8割がつなぎ融資金額の限度額になります。

収入保険の全体スケジュール（個人の場合のイメージ）



※ 保険料・積立金は分割支払も可
(最終の納付期限は保険期間の8月末)

※ 災害等により資金が必要な場合は、
つなぎ融資（無利子）

収入保険を体験しましょう！

収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度の**掛金や補てん金の計算**ができます。

また、収入保険の基準収入について、**規模拡大や過去の売上の伸びを反映した計算**ができます。

詳しくは、神奈川県農業共済組合のホームページをご覧ください。

(アドレス <http://www.nosai-kanagawa.jp/>)



各種試算は
NOSAI神奈川
HPから！

NOSAI神奈川のホームページはこちら
(各種試算のページ)
<http://www.nosai-kanagawa.jp/>



神奈川県農業共済組合

本 所：0463-94-3211
西 部 支 所：0465-82-0138
北部出張所：042-784-8500